

専 決 処 分 書

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

栗山町長 椿 原 紀 昭

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例

栗山町都市計画税条例（平成３年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「又は第２８項」を「、第２８項又は第３０項から第３３項まで」に改める。

附則第３項の前の見出し、同項から附則第７項まで及び附則第８項（見出しを含む。）中「平成２４年度から平成２６年度まで」を「平成２７年度から平成２９年度まで」に改める。

附則第１０項中「第１１項、第１５項から第２２項まで、第２４項、第２６項、第３０項、第３４項、第３５項若しくは第４０項」を「第１３項、第１７項から第２４項まで、第２６項、第２８項、第３２項、第３６項、第３７項若しくは第４２項」に、「第２８項」を「第３０項から第３３項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栗山町都市計画税条例の規定は、平成２７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

栗山町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び改正内容

改 正 前	改 正 後	改正内容
(納税義務者等) 第2条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項）の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3及び4 略 附 則 1及び2 略 （宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例） 3 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を	(納税義務者等) 第2条 略 2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3及び4 略 附 則 1及び2 略 （宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例） 3 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を	引用条項の整理 適用期限の延長 適用期限の延長

改正前	改正後	改正内容
超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額</u>は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額</u>は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	適用期限の延長 適用期限の延長 適用期限の延長

改正前	改正後	改正内容
7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 8 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 表 略 9 略 （読替規定） 10 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項_____」とあるのは「若しくは第28項_____又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u>	7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。 （農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>） 8 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 表 略 9 略 （読替規定） 10 法附則第15条第1項、<u>第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u>	適用期限の延長 適用期限の延長 適用期限の延長 引用条項の整理 引用条項の整理